

平成25年12月26日

京都府知事 山田 啓二 様

京都府環境影響評価

委員長 寺島 泰



奈良線第2期複線化事業に係る計画段階環境配慮書について
の環境の保全の見地からの意見について

平成25年11月14日付け5環管第491号のことについて、別紙のとおり意見を述べます。

別紙

奈良線第2期複線化事業計画は、「近畿圏における望ましい交通のあり方について」（平成16年近畿地方交通審議会答申第8号）において「京阪神圏において、既存施設の改良に関し検討すべき主な事業」の一つと位置付けされ、本年8月の府及び沿線市町と事業者との基本合意のもと、安定輸送の確立等を目的として、平成13年に供用された第1期複線化工事に引き続き実施されるものである。

本事業に係る配慮書においては、事業者における事業実施想定区域等の検討結果として、事業による土地改変面積を最小限とするため、可能な限り事業者用地を活用することとし、今後の詳細な測量等の結果を踏まえ、複線の具体的な線形を決定するものとしている。

1 全般的事項

- 奈良線は、高度に都市化された地域を通過し、線路端まで民家等が接近している箇所もあることから、開発面積の最小化を考慮した本事業計画案は妥当なものと考えられるが、今後、さらに沿線環境を十分考慮して複線の線形を決定するとともに、その検討の経緯について、方法書以降において詳細に記載すること。
- 以下の事項に留意して、改めて各環境要素に対する影響について検討の上、評価項目を選定し、方法書以降の手続において、より詳細な調査、予測及び評価（以下「調査等」という。）を行い、必要な環境保全対策を実施すること。

2 個別事項

(1) 騒音及び振動

- 工事区間は、平面部のほか、堀割構造や盛土構造の区間があり、沿線には学校、病院、住宅等が近接することから、事業実施段階の環境影響評価においては、それぞれの地形特性を考慮した適切な調査・予測地点を選定するとともに、沿線の土地利用状況及び受音点の高低差等を考慮した調査等を行うこと。
- 複線化による走行速度及び列車本数の変化、行き違いの発生並びに私鉄との複合影響等について考慮し、事業実施区間及び、必要に応じ、それ以外の区間についても、現状からの変化に着目して調査等を行うこと。

(2) 動物、植物及び生態系

- 動植物については、参照文献の調査時点からの環境の変化を踏まえ、専門家へのヒアリング等の追加調査を行い、可能な限り現況を把握し、方法書に記載すること。
- 事業実施段階における動植物の調査等については、対象種の存在の有無のみならず、その種が生育上必要とする植物等、生育環境の質も考慮して実施すること。
- 沿線の緑地は、都市部に残存した良好に管理された緑地であることから、その生態系について、希少種に加え、一般的な種の分布状況についても調査等を検討すること。

(3) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場

- 橋りょう部の改良に当たっては、周辺の歴史的・文化的な環境に十分配慮し、現状より良好な景観を創造するという観点も含め、関係市や有識者の意見等を聴いて、デザイン等の検討を行うこと。
- 沿線には、社寺林や古墳等が存在し、都市部における人と自然との触れ合いの活動の場となっていることから、これらに対する影響について十分配慮すること。